十七日時事夕刊

檄文を配布した友愛會幹部

悉く收監さる

八名共治安警察法の第十七條に該當の罪

藤永田の勞働爭議勃發の當初に大阪鐵工所、汽車會社、住友電線其の他の工場に檄文を配布して職工を

煽動し

た友愛會聯合會大阪本部會長島種吉(三十三)友愛會理事東忠續(二十六)友愛會主事西尾末廣(二十一)友愛會理事勝岡文六(三十)機械勞働組合理事、住友電線職工常石周益(三十五)住友製鋼所職工友愛會大阪本部

代議員

榮次郎(三十六)大阪鐵工所職工鐵工組合幹事瀬野久太郎(二十四)住友伸銅所職工友愛會會計主任早川由之助(三十五)の八名は治安警察法第十七條に該當するものとして大阪地方裁判所石鄕岡、金子、蔦谷の三檢事係りにて連日

嚴重な

取調を受けて居たが愈十七日豫審に附せられ何れも若松町分監に收監された

罷工團へ賃銀支拂

日野代表を擁護して

南部支部の五百名

敷津工場へ繰出す

十六日藤永田罷工團は賃銀を受取ることが出來なかつたので本日は日野國明氏に代表を依頼したが罷工團は日野氏擁護と云ふ譯でもなかつたけれど本日午前九時五十分住吉玉出方面の南部支部の五百名が一團となつて住吉神社裏手の事務所より列を整へ

團旗を

昇いで勞働歌を唱へながら公園を拔けて同社敷津工場に出張した。何しろ一人の代表者より本社及び敷津兩工場の職工賃銀を受け之を本社工場分は朝日倶樂部にて、敷津工場分は住吉

事務所

にて分配するので職工が自覺と節制の程度を試驗する好機會が到來したとて幹部連はその手配りに奔走してゐた。午後二時過ぎ住吉支部に引揚げそれより各自賃銀の分配を受けて午後六時より天王寺公會堂の演說會に臨む筈であるが住吉署よりは署內を擧げて敷津工場の警戒に任じてゐる

調査委員を設けて

生活に苦しめる職工救濟を策す

藤永田造船所の罷工職工は日々朝日倶樂部に集合して居るが十七日から調査委員を設け職工中生活に苦しむ者に對し救濟の方法を講ずる事となつた因に本月八日から十七日迄に各方面から集まつた寄附金は千三百六十圓二十錢に上つて居ると

◎勞働委員會

設置の交渉

日野氏から會社へ

辯護士日野國明氏は藤永田對職工の勞働爭議の調停の勞を採る可く這般來友愛會幹部と會見し意見を交換する處があつたが友愛會では十七日に到り

一、工場內に於て從業する勞働者を以て組織する組合を交渉團體として認め横斷組合の支部たる組合も同樣に之を認むる事

一、右交渉方法は工場委員制度に依る但し同制度は別に之を定むの二項を工場主側に諮られたしと希望し工場委員制度の腹案を提出した之に對し日野氏は其意を體し十七日午後工場主側幹部と會見した

住友伸銅の呼應論纏らず

住友伸銅所職工は十六日夜西區西野田十六町の事務所に集合し電線製鋼兩工場と相呼應して起つ可きや否やを諮り投票に問ふたが可とする者が三分の二に滿たなかつた爲め更に十七日夜も衆議する事となつた

山內の復職は遂に聞き入れられず

嘆願書の回答は十八日

住友製鋼職工の運動續く

住友製鋼所職工二千名中の代表者大矢外八名は十七日午前十一時會社に幹部と會見し、解職した山內鐵吉を就職せしむる事と既報の

嘆願書を

提出したが會社側では山內復職云々は絕對に聞き入れず嘆願書の一件に關しては休憩の後午後二時委員から內容を說明した、因に回答は十八日午前中であつて會社側は山下理事工藤支配人其他の幹部が

會見し

た、職工側は山內解職云々に就ては山下氏と面會して意のある處を傳へた、會社側は十七日夜總本店で幹部會議を開く筈である

住友電線へ要求の再出

會社は回答を避ける

住友電線製造所職工代表者阿部秀外十二名は十七日午前十時會社側幹部と會見して前日に提出した要求書の回答を求めたが會社側は回答を拒絕したので職工側は更に

一、萬一休業するが如き場合は三日以前に實行委員迄通告する事

二、休業中は一人に就き現給の平均日給を支給する事

三、臨時雇職工も前二項に依る事と云ふ三箇條を要求して

即答を

求めた會社側では左樣な事は回答す可き性質の者に非ず萬一そう云ふ場合には成可く諸君の希望に添ふように取計ること答へた回答に接した職工側は其儘交渉を打切つて引上げた因に全職工は怠業狀態に陷り各所で示威演說を試みて居る

職工側連判狀の提出を拒む

尙ほ會社側では實行委員が眞實職工全部の代表者であるか否かを確める爲め連判狀を提出する樣に迫つたが職工側は會社が職工一人一人に就き祇殺しに調査

新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞 月日 新聞